

## ↳ 試験研究費税額控除制度の取扱い

**Q** : 試験研究費の税額控除の要件が一部明確になったそうですが、内容を教えてください。

**A** : 試験研究に係る業務とそれ以外の業務を兼務する者の人件費についても一定の要件を満たせば、税額控除の対象となることが明確になりました。

### 【解説】

試験研究費税額控除制度の対象となる人件費は、「専ら」試験研究に従事していることが要件とされていることから、試験研究以外の業務と兼務しながら研究開発に取り組む者の人件費は、実務上、対象にならないのではと言われてきました。

しかし、中小企業庁が国税庁に対し照会したところ、次の各事項のすべてを満たす者の人件費も「専ら」の要件に該当し、適用対象となることが確認されました。

- ① 研究プロジェクトの全期間にわたり従事するわけではないが、その計画における設計・試作・開発等の業務のうち、担当業務が行われる期間、専属的に従事する場合であること。
- ② 担当業務が試験研究のプロセスのなかで不可欠であり、かつ、その者の専門的知識がその担当業務に不可欠であること。
- ③ 従事期間がトータルとしておおむね1ヵ月（実働20日程度）以上であること。間隔を置きながら行われる場合でも、専属的に従事していれば、その期間をトータルする。
- ④ その者の担当業務への従事状況が明確に区分されており、かつ、その担当業務に係る人件費が適正に計算されていること。

